

福井県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年11月30日

福井県警察本部訓令第39号

改正

平成25年3月19日本部訓令第14号 平成25年6月27日本部訓令第21号 平成26年6月27日本部訓令第30号
平成27年2月23日本部訓令第4号 平成28年2月9日本部訓令第2号 平成29年3月24日本部訓令第15号
平成30年3月14日本部訓令第2号 令和2年1月27日本部訓令第1号 令和2年12月15日本部訓令第34号
令和3年2月22日本部訓令第4号 令和3年3月15日本部訓令第13号 令和4年3月18日本部訓令第12号
令和5年2月28日本部訓令第8号 令和6年3月15日本部訓令第17号

福井県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

福井県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

福井県警察の遺失物の取扱いに関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 遺失物等の取扱い（第3条―第26条）
- 第3章 保管金（第27条―第29条）
- 第4章 保管物品（第30条―第34条）
- 第5章 検査（第35条―第38条）
- 第6章 特例施設占有者の申請の受付（第39条）
- 第7章 雑則（第39条の2―第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令等に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 交番及び駐在所
- (2) 次に掲げる施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるもの
 - ア 福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）第57条第3項に規定する臨時交番
 - イ 雑踏警備等に関して開設される警備本部

- (3) 本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表第1の左欄に掲げるもの

第2章 遺失物等の取扱い

(物件の提出を受ける窓口)

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第4条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書（規則別記様式第1号）及び拾得物件預り書（規則別記様式第2号）を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の規定による報告及び照会は、警察署の会計課長に行うものとする。ただし、当直時間中にあつては警察署の当直責任者に対して行うものとする。

3 第1項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

4 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

5 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに警察署の会計課へ送付しなければならない。この場合において、第2条第1号及び第2号に掲げる施設については、警察署の地域課長又は地域課長が指定した者の確認を受けた上で送付しなければならない。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための措置を執るものとする。

6 前項の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 交番（第2条第2号の施設を含む。）原則として、勤務員の勤務時間終了までに送付すること。

(2) 駐在所 おおむね1週間以内に送付すること。

(3) 別表第1の左欄に掲げる施設 同表の右欄に定める方法により送付すること。

7 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等を考慮して適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、署長の指揮を受けて、直ちに当該物件を拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第5条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有

者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。この場合の通知は、拾得物件預り書の写しを作成し、右肩に「写」と記載し、送付することにより、行ってもよいものとする。

3 第1項に規定する施設占有者の同意が得られなかったときは、拾得者にその旨を説明した上、法第4条第2項の規定により当該物件を当該施設占有者に差し出すよう教示するものとする。

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第6条 規則第4条第1項の規定による受理番号等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(別記様式第2号。以下「拾得物件一覧簿」という。)の作成は、警察署において、交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定による書面又は電磁的記録(別記様式第3号。以下「特例施設占有者保管物件一覧簿」という。)の作成は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(公告)

第7条 法第7条第2項の規定による公告は、警察署において法第7条第3項の規定により行うこととし、同項に規定する書面は、拾得物件一覧簿とする。

(遺失届を受理する窓口)

第8条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第9条 交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書(規則別記様式第3号)を速やかに警察署に送付しなければならない。

4 第4条第6項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第10条 署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、通信指令室に対する手配の依頼、警察署による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を執るものとする。

(遺失届の有無の確認)

第11条 交番等において第4条第1項の規定による報告をするときは、併せて当該提出物件について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿を作成するときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書（規則別記様式第11号）の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。
（共通基盤遺失システムによる遺失届の有無の調査等）

第12条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「共通基盤遺失システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、共通基盤遺失システムにより行うものとする。

3 規則第6条の規定による確認又は照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。
（提出物件等の有無の確認）

第13条 交番等において第9条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受けたときに行うものとする。

3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
（共通基盤遺失システムによる提出物件の有無の調査等）

第14条 遺失届を受理したときは、速やかに共通基盤遺失システムに必要な事項を登録するものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、共通基盤遺失システムにより行うものとする。
（拾得物件関係事項照会）

第15条 署長は、公務所又は公私の団体に対し規則第22条の拾得物件関係事項照会書により照会を行う場合は、照会書使用簿（別記様式第4号）に所定の事項を記載し、照会状況を管理するものとする。

（提出物件の保管）

第16条 警察署においては、提出物件に拾得物件整理票（別記様式第5号）を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備え付けた保管庫への保管その他の必要な措置を執るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条各号に掲げるものに該

当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。

- 3 前2項の場合において、当該物件の保管が著しく困難な場合は、保管を適正に行うことができるものと認められるものに対し、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（別記様式第6号）により当該物件の一時保管を委託することができる。
- 4 交番等において拾得物件の提出を受けた後、第4条第5項の規定による送付を行うまでの間は、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備え付けた保管庫への保管を行うものとする。ただし、提出物件が、自転車その他の形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内外等に保管するなどその他の確実な方法で保管することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、提出物件が交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、署長の指揮を受け、必要な措置を執るものとする。
- 6 署長は、保管物品のうち乗車船券、当選金付証票、商品券その他これに類するものであって、警察署における保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その期間が満了する前に現金と引き換えるなどの必要な措置を行うものとする。

（提出物件の売却）

第17条 法第9条の規定による売却は、警察署において行うものとする。

- 2 署長は、前項の規定により売却しようとするときは、売却理由及び売却方法について決定するものとする。
- 3 拾得物を売却したときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却費用を控除した売却代金の残額を記載しておくものとする。

（提出物件の処分）

第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。

- 2 署長は、前項の規定により処分しようとするときは、処分理由及び処分方法について決定するものとする。
- 3 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第7号）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第19条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（別記様式第8号、第9号、第10号又は第11号）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物

件返還通知書（別記様式第12号、第13号、第14号、第15号、第16号又は第17号）により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（別記様式第18号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記様式第19号）により、それぞれ行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（本部施設における取扱い）

第20条 第2条第3号の施設における物件の取扱いは、別表第1の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める署長の指揮監督を受けて行うものとする。

（返還又は引渡しを行う窓口の指定）

第21条 遺失者等に対する拾得物の返還に係る手続及び民法第240条若しくは同法第241条の規定又は法第32条第1項の規定により当該物件の所有権を取得する権利を有する者に対する当該拾得物の引渡しに係る手続は、警察署（これに代わる警察施設を署長が指定したときは、その施設とする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、交番等において拾得物を保管中に当該拾得物に係る遺失者等が拾得物の返還を求めて交番等を来訪したときは、規則第20条第1項の確認が得られる場合に限り、署長の指揮を受けて、交番等において拾得物の返還に係る手続を行うことができる。

3 署長は、第1項の規定による警察署に代わる警察施設を指定するときは、あらかじめ本部長に報告するものとする。

（提出物件を引き渡す場合の措置）

第22条 民法第240条又は同法第241条の規定により提出物件の所有権を取得した者（以下「権利取得者」という。）から引渡しを求められた提出物件が、令第10条第1項第1号に該当する物件であるときは、当該物件の所持について住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けるよう指導するものとする。

2 権利取得者から引渡しを求められた拾得物が、令第10条第1項第2号に該当する物件であるときは、拾得物件銃砲刀剣類仮交付受領書（別記様式第20号）を徴して拾得物件銃砲刀剣類仮交付書（別記様式第21号）とともに当該物件を交付し、その所持について住所地を管轄する都道府県教育委員会に申請して文化庁長官の登録を受けるよう指導するものとする。

（拾得物件預り書の再交付）

第23条 署長は、拾得物件預り書の亡失又は毀損の届出を受けた場合は、その事情を調査し、相違ないと認めるときは、拾得物件預り書を再交付するものとする。この場合において、再交付する拾得物件預り書には、その余白に「再交付」と記載し、再交付を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(遺失届証明)

第24条 遺失届証明については、別に定める。

(年度所属区分)

第25条 保管物件は、会計年度により整理し、その所属年度は、現に出納を行った日をもって区分しなければならない。

(完結)

第26条 署長は、保管物件を払い出してその処理を完結したときは、拾得物件控書に「完結」と記載して整理するものとする。

第3章 保管金

(預入)

第27条 署長は、法により保管すべき金銭を受理したときは、速やかに金融機関へ預け入れなければならない。ただし、払出しの資金に充てるため、別表第2に規定する範囲内において手元に保管するときは、この限りではない。

(帳簿)

第28条 署長は、保管金・保管物品出納簿（別記様式第22号）を備え付け、前条により保管している金銭（以下「保管金」という。）の出納について、取扱いの都度直ちにこれを整理しなければならない。

(県帰属保管金)

第29条 署長は、法第37条の規定により、県に帰属した保管金は、毎年度6月末、9月末、12月末及び3月末現在で当該3月分を取りまとめ、帰属調書（保管金）（別記様式第23号）を作成して、当該保管金を福井県財務規則（昭和39年規則第11号）に定める納付書により、所定の金融機関へ納付しなければならない。

第4章 保管物品

(帳簿)

第30条 署長は、法により保管すべき物品（以下「保管物品」という。）は、保管金・保管物品出納簿を備え付け、物品の出納について、取扱いの都度整理しなければならない。

(県帰属保管物品)

第31条 署長は、県に帰属した保管物品は、毎年度6月末、9月末、12月末及び3月末現在で帰属調書（保管物品）（別記様式第24号）を作成し、当該物品を添え、かい長に引き継がなければならない。

(国帰属物件)

第32条 署長は、法第37条第1項第1号の規定により物件の所有権が国に帰属したときにおける規則第24条に規定する引渡しをするときは、帰属調書（国庫）（別記様式25号）を作成するとともに、国帰属拾得物件引渡書（別記様式第26号）により本部長を経由して速やかに国の行政機関等に送付するものとする。

(犯罪者の置き去り物件の取扱い)

第33条 法第4条第1項ただし書及び法第13条第1項ただし書に規定する犯罪者の置き去ったものと認められる物件を拾得物として受理したときは、その物件の拾得場所、拾得したときの状況及びその他の事情を調査の上、署長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 署長は、保管している拾得物が犯罪者の置き去り物件であることが判明したときは、当該物件に係る法第27条第1項に規定する費用を行う者又は法第28条第1項若しくは第2項に規定する報労金の請求する権利を有する者に対し、その旨を通知するものとする。

(埋蔵文化財)

第34条 署長は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に規定する文化財に該当すると認められる埋蔵物の発見の届出を受けたときは、拾得物として処理し、同法第101条に基づき、埋蔵文化財提出書(別記様式第27号)に当該物件を添え、本部の会計課長を経由して福井県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、署長は、埋蔵文化財提出書の写しを本部の会計課長宛てに提出するものとする。

2 前項の手続を行った後、所有者が判明したときは、署長は、本部の会計課長を経由して委員会に返還を求め、所有者に引き渡さなければならない。

3 第1項の埋蔵物が、文化財保護法第102条に基づく委員会の鑑査(以下「鑑査」という。)の結果、文化財であると認定され委員会より認定通知書を受領したときは、拾得物件控書にその旨を記載して払い出すものとする。

4 第1項の埋蔵物が、鑑査の結果、文化財でないと認定され、差し戻されたときは、その旨を拾得物件控書に記載するものとする。

第5章 検査

(検査)

第35条 本部長は、遺失物に関する帳簿、証拠書類その他事務の一切について、毎年度1回、検査員を指定して検査を行うものとする。ただし、署長の異動その他必要があると認める場合は、その都度検査を行うものとする。

(検査済みの表示)

第36条 検査員は、検査を終了したときは、保管金・保管物品出納簿の最終記帳の次に検査年月日及び検査終了の旨並びに職氏名を記載しなければならない。

(検査書の作成)

第37条 検査員は、検査を終了したときは、現金について、検定書(別記様式第28号)2通を作成し、1通を当該署長に交付するものとする。

(検査報告)

第38条 検査員は、検査終了後、検査報告書(別記様式第29号)を作成し、前条の規定による検定書を添えて、本部長に報告しなければならない。

第6章 特例施設占有者の申請の受付

第39条 署長は、特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年福井県公安委員会規則第14号)第2条の規定による申請の受付をするときは、書類の記載内容及び添付書類の有無等形式上の要件を確認し、特例施設占有者申請受付簿(別記様式第30号)に

記載するものとする。

- 2 前項の受付を行ったときは、本部の会計課に対し、速やかに電話による報告を行うとともに、申請書類を送付するものとする。

第7章 雑則

(出納状況の確認)

- 第39条の2 署長は、保管金及び保管物品の出納状況について、日計表（別記様式第31号）により確認しなければならない。

(証拠書類の保管)

- 第40条 保管物件の出納に関する証拠書類（複数の物件を法第9条の規定により売却し、又は第10条の規定により処分した際の証拠書類を除く。）は、拾得物件控書に添えて保管するものとする。

(保管物件の事故防止等)

- 第41条 保管物件の取扱いは、複数の者で行うものとする。

- 2 署長は、保管物件について亡失、毀損その他の事故があったときは、直ちにそのてん末を本部長に報告しなければならない。

(事務引継)

- 第42条 署長が異動したときは、前任者は発令の日に後任者に事務の引継ぎをしなければならない。ただし、前任者が死亡その他の事故により引継ぎをすることができないときは副署長が、副署長に事故があるときは、会計課長が前任者に代わって引き継ぐものとする。

- 2 前項の場合において、前任者は、事務引継書（別記様式第32号）2部を作成しなければならない。この場合において、事務引継書には、前任者及び後任者が連署しなければならない。

- 3 事務の引継ぎを完了したときは、後任者は、前項の規定による事務引継書1通を添えて本部長に報告しなければならない。

(共通基盤遺失システムの運用)

- 第43条 第4条第2項の報告及び照会、第6条の拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿の作成、第11条の照会及び確認並びに第13条の照会及び確認は、当該規定にかかわらず、共通基盤遺失システムによりこれを行うことができる。

- 2 システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成25年福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年福井県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成25年6月27日から施行する。

附 則（平成26年福井県警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成26年6月27日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年7月20日から施行する。

附 則（平成27年福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月9日から施行する。

附 則（平成29年福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年3月14日から施行する。

附 則（令和2年福井県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和2年福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和4年福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6年福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和6年3月16日から施行する。

別表第1（第2、4条関係）

施設	送付の方法
福井県警察本部 所在地 福井市大手3丁目17-1	受理した日の翌日までに福井警察署へ送付すること。
地域指導課鉄道警察隊福井事務所 所在地 福井市中央1丁目3214	受理した日の翌日までに福井警察署へ送付すること。
地域指導課鉄道警察隊敦賀事務所 所在地 敦賀市津内109南国広1-1	受理した日の翌日までに敦賀警察署へ送付すること。
運転免許課 所在地 坂井市春江町針原58-10	受理した日の翌日までに坂井警察署へ送付すること。
運転免許課奥越分室 所在地 大野市南新在家32-1-4	受理した日の翌日までに大野警察署へ送付すること。
運転免許課丹南分室 所在地 越前市余田町2字橋子田1-1	受理した日の翌日までに越前警察署へ送付すること。
運転免許課嶺南分室 所在地 三方上中郡若狭町倉見1-51	受理した日の翌日までに敦賀警察署へ送付すること。
高速道路交通警察隊 所在地 福井市稲津町16-7	勤務員の勤務時間終了までに福井警察署へ送付すること。
高速道路交通警察隊敦賀分駐隊 所在地 敦賀市井川17字稲荷藪8の1	勤務員の勤務時間終了までに敦賀警察署へ送付すること。
高速道路交通警察隊若狭上中分駐隊 所在地 三方上中郡若狭町上黒田22-54-1	勤務員の勤務時間終了までに小浜警察署へ送付すること。

備考 翌日が土、日又は休日である場合は、その翌日とする。

別表第2（第27条関係）

福井警察署 敦賀警察署	150,000円以下
福井南警察署 坂井警察署 鯖江警察署 越前警察署 小浜警察署	100,000円以下
上記以外の警察署	50,000円以下

別記様式省略